

「地域における通学時等の  
防犯対策ハンドブック」

山梨県教育庁スポーツ健康課

## はじめに

児童生徒等の通学時の安全確保については、平成30年4月25日付け教ス健第423号において、県内各市町村教育委員会や小・中学校・高等学校・特別支援学校に周知しているところですが、依然として通学中の児童生徒等が犯罪被害に遭う事案が発生しています。平成30年5月7日には、新潟市で下校途中の小学2年生の女児が殺害されるという決してあってはならない痛ましい事件が発生しております。

通学時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からも対策が必要です。具体的には、文科科学省から発出されている「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成20年5月7日20ス学健第5号）及び「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）等により依頼してきたように、児童生徒等を極力一人にしないという観点からの安全な登下校方策の策定・実施、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等が重要です。

通知では、この対策の実施に当たり、通学路の安全点検の際に専門家の知見を取り入れることや、見守り活動の際にスクールガード・リーダーによる巡回指導を行うことなどが有効であり、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進し取組の充実に努めることとしています。

また、平成30年3月に文部科学省は、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を各学校に配付し、学校、地域の特性や実情に即した学校独自の危機管理マニュアルの作成・見直しをお願いしているところです。

このたび、スポーツ健康課といたしましても、県内各市町村教育委員会や各学校に対し、登下校を地域全体で見守る体制整備の参考にさせていただこうと、「地域における通学時等の防犯対策ハンドブック」を作成しました。各学校や地域の実情に応じ、児童生徒が安全・安心して登下校できるよう通学時等の防犯対策の一助として御活用ください。

平成30年6月

山梨県教育庁 スポーツ健康課



# 地域における通学時等の防犯対策ハンドブック

## 目次

### 1 地域での防犯対策

- (1) 通学路の危険箇所とは  
犯罪の起こりやすい場所
- (2) パトロール方法の具体例
  - ①危険箇所を中心としたパトロール（ホットスポット・パトロール）
  - ②愛犬家を活用したパトロール（わんわんパトロール）
  - ③学校と地域の力を活用したパトロール（〇〇っ子を守る地域の会）
- (3) 子供に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育
  - ①「地域子ども110番の家」の活用
  - ②防犯標語「いかのおすし」の徹底
  - ③防犯ブザーの活用
- (4) 不審者等に関する情報の共有
  - ①地域防災無線等の活用
  - ②安心メールの配信
  - ③地域安全ステーションの設置
  - ④「ふじ君安心メール」の配信サービス

### 2 山梨県内の取組事例

○富士川町教育委員会



### 3 巻末資料

- (1) 「児童生徒等の通学時の安全確保について」  
(平成30年4月25日 スポーツ健康課)
- (2) 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」  
(平成20年5月7日 20ス学健第5号 文部科学省)
- (3) 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」  
(平成17年12月6日 文部科学省)
- (4) 通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について  
(平成29年3月7日 警視庁生活安全局生活安全企画課長)
- (5) 山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領

# 1 地域での防犯対策

## (1) 通学路の危険箇所とは

立正大学教授の小宮信夫氏が提唱する「犯罪機会論」では、犯罪を分析するにあたって「犯罪者が犯罪を実行する大きな要因が『その場所が犯罪を行いやすい場所である』かどうか」ということに焦点を当てています。

### [犯罪の起こりやすい場所]



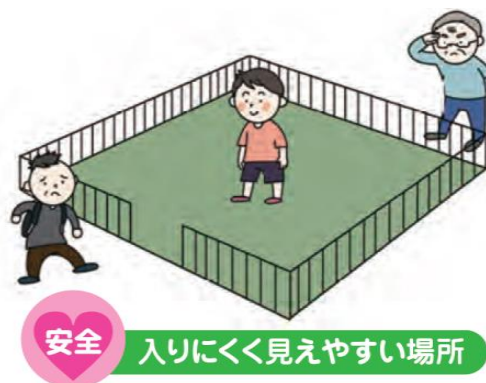
●入りやすい場所  
犯罪者は、怪しまれることなく、簡単に子供に近づける、犯罪者が好む危険な場所です。



●見えにくい場所  
犯罪が目撃されにくく、発見・通報されることがなさそうな、犯罪者が好む危険な場所です。



### [安全な場所]



「“入りにくく” “見えやすい” 場所」は、犯罪者にとって「標的に近づきづらく、周囲の目があるため犯罪をしづらい」という場所であると考えられます。

## (2) パトロール方法の具体例

### ①危険箇所を中心としたパトロール（ホットスポット・パトロール）

ホットスポット・パトロールは、犯罪が起こりやすいと言われる「入りやすく”見えにくい”場所」（＝ホットスポット）を重点的にパトロールすることで、犯罪者にプレッシャーを与え、犯行をあきらめさせることが狙いです。ホットスポット・パトロールは単に犯罪抑止に効果があるだけではなく、ホットスポットを日頃から見回することで「犯罪の起こりやすい場所を見つけ出す目」や考え方が養われ、より効率的・効果的な地域防犯活動につながります。

#### [ホットスポットの例]



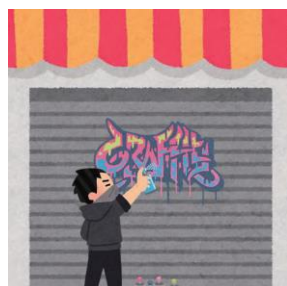
○街並み（高い塀が並んでいる道）  
住民たちからの視線が家の外まで行き届かず犯罪者にとって犯罪をしやすい場所となる可能性があります  
**（物理的に「見えにくい場所」）**



○公園  
周囲の家の窓が見えない場合には、だれからも見えにくくなり、利用者ごとに使用できる区域を分離していなければ、犯罪をしやすい場所となる可能性があります  
**（物理的に「入りやすく見えにくい場所」）**



○空き地  
ロープなどで囲まれていなければ入りやすくなり、周囲に家が少ないと見えにくくなり、犯罪をしやすい場所となる可能性があります  
**（物理的に「入りやすく見えにくい場所」）**



○街並み（落書きが多い場所）  
「住民たちの関心が薄く管理されていない場所」と認識され、犯罪をしやすい場所となる可能性があります  
**（心理的に「見えにくい場所」）**



○人通りの多い場所  
人通りの多い駅やショッピングセンターなどは、一人一人の関心が分散するため、犯罪や子どもへの声かけ事案が気づかれにくい可能性があります  
**（心理的に「見えにくい場所」）**

## ②愛犬家を活用したパトロール（わんわんパトロール）

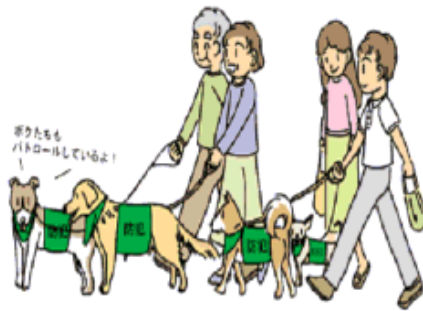
愛犬の日常のお散歩の際に次の2点を行うボランティア活動です。

### ○愛犬の散歩の際、「わんわんパトロール」の腕章を着用

「わんわんパトロール」腕章を着用して歩くことにより、犯罪に対する抑止効果が期待できます。犯罪企図者のほとんどが犯行を犯す前に下見をしていると言われていています。その下見のときに腕章が眼に入ることにより犯行を思いとどまる抑止力となり、また、近隣住民の方に対する防犯意識の高揚が期待できます。

### ○不審者、不審車両、危険な違法駐車等を見つけた場合 110 番通報

警察に情報をすばやく提供することで、犯罪、事故を未然に防ぐ効果が期待できます。また不幸にして犯罪や事故が起こってしまった場合の警察の調査の手助けになります。ボランティア活動ですので、上記を超える活動（例えば、不審者に声をかける、尾行する等）は依頼しません。また、全て自己責任において行動してもらいます。



## ③学校と地域の力を活用したパトロール（〇〇っ子を守る地域の会）

学校・家庭・地域の三者が一体となり、子供を守るための情報交換を定期的に行います。保護者・地域住民の助言や協力を求め、学校からの情報も発信し、安全な地域づくりに努めます。各中学校区にコーディネーターを配置し、事務局は学校に設置します。





### (3) 子供に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育

#### ①「地域子ども110番の家」の活用

子供が事件事故の被害に遭わないための緊急避難所として、制度に賛同する住宅等を「地域子ども110番の家」に指定。通学路地図の中に表示し、児童に周知する。

#### ②防犯標語「いかのおすし」の徹底

防犯標語は、防犯に対しての意識の高揚を、広く呼びかけることでの犯罪抑止、治安の維持を目的としています。

「いかない」 「のらない」 「おおごえをだす」 「すぐにげる」 「しらせる」



#### ③防犯ブザーの活用

防犯対策として防犯ブザーを配付し、使用方法や電池確認を指導する。

### (4) 不審者等に関する情報の共有

#### ①地域防災無線等の活用

学校と連携し、児童の下校時に地域の防災無線等を通じて、呼びかけ、見守りパトロールの実施と注意喚起をおこなう。

#### ②安心メールの配信

不審者情報などを児童生徒の保護者のスマホ・携帯電話等へメールを配信するサービスを活用し、情報共有によって防犯面で活用する。

#### ③地域安全ステーションの設置

防犯上の地域ステーションとして公共施設(市町村体育館など)に設置する。警察の許可を受け赤色灯を設置し、情報交換の場として、地域の防犯活動の拠点にする。

#### ④「ふじ君安心メール」の配信サービス

山梨県警察より、子供の安全情報や地域の犯罪発生情報などを、スマホ・携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを活用する。

## 2 山梨県内の取組事例

### ○富士川町教育委員会

#### 1. 町内小中学校の現状（平成 30 年 4 月現在）

- ・増穂小学校・増穂南小学校・鰍沢小学校（児童数 7 5 1 名）  
増穂中学校・鰍沢中学校（生徒数 3 3 9 名）
- ・通学者のほとんどが徒歩の通学圏内であり、遠距離通学者はスクールバス 3 台で登校しています。

#### 2. 学校安全に対する取組

##### （1）安全教育

各学校では、交通事故や生活時の危険、自然災害などから児童生徒を守るために、児童生徒が自ら状況を適切に判断し、安全に行動できるよう安全教育を推進。

##### （2）学校 PTA 連合会

交通安全運動期間中、児童生徒の登校時間に各担当地域の通学路の交差点に立ち、交通安全街頭指導を実施。

##### （3）専門交通指導員による登校指導

専門交通指導員を 2 名採用し、警察・学校職員・地域のボランティアと共に、横断児童数や交通量の多い箇所、毎朝、横断歩道指導を実施。

##### （4）地域の育成会による自転車安全教室の実施

鰍沢警察署と駐在所の指導により、信号機や標識を使った自転車の安全運転教室を実施。

##### （5）自主防犯ボランティア団体によるパトロール

地域住民のボランティア団体「春米（つきよね）駐在所安全パトロール隊」による、パトロール。長年にわたる地域の防犯活動が評価され、平成 28 年「安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰」を県内で初めて受賞。

##### （6）ふれあい 110 番の家

児童生徒が事件事故の被害に遭わないための緊急避難所として、制度に賛同する住宅等を指定。登録件数 6 5 1 件（H30 年 4 月現在）

##### （7）青色防犯パトロール

学校周辺、通学路における児童生徒や町民の安全安心を図るため、公用車に青色回転灯を装備して、パトロールを実施。





### (8) 保護者へのメール配信

学校では、不審者情報などを児童生徒の保護者の携帯電話等へメールを配信するサービスを活用し、情報共有によって防犯面で大いに活用。

### (9) 児童安全啓発用品配付

毎年度新入学児童に対し、交通事故に遭わないよう蛍光のランドセルカバーと不審者対策のための防犯ブザーを配付。(平成30年度 町内3校 108名)

### (10) 「子どもの見守り放送」の実施

児童の安全・安心のため、小学生下校時に防災行政無線で下校の見守り放送の実施。

### (11) 防犯カメラ設置

山間地で犯罪が増加していることから、防犯カメラを町内3か所に設置し犯罪防止(抑止力)に努めている。地域内への犯罪者の侵入を防ぐことで安全・安心な地域づくりを目指す。

### (12) 通学路の安全点検

毎年警察や関係課、学校、教育委員会で合同点検し、通学路の安全確保に努め、危険な箇所があれば、関係課と協力して、より安全な通行ができるように改善。

### (13) スクールガード・リーダー

平成30年度から教職員OBの方を委嘱し、町内3つの小学校を担当している。校外では登下校時に通学路を、校内では休み時間を中心に見守りを行っている。また、学区内のパトロールをしている。児童生徒やスクールガードへの交通安全の指導や学校への危険箇所の報告・指導等を行っている。(注)



(注)

#### 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業講習会

対象者：学校の安全教育担当者やスクールガードなど  
講師依頼：鯉沢警察署 スクールサポーター  
内容：スクールサポーター制度の説明、意見交換

#### ハンドブック作成における参考文献

- ・「ホットスポット・パトロールマニュアル」 東京都 北区 (平成29年1月)  
<http://www.city.kita.tokyo.jp/kikikanri/bosai-bohan/bohan/chiiki>
- ・「わんわんパトロール」 東京都 世田谷区 砧地区 (平成16年3月)  
[http://www.009.upp.so-net.ne.jp/jj1vkl/kinuta\\_wanpat/](http://www.009.upp.so-net.ne.jp/jj1vkl/kinuta_wanpat/)
- ・「地域で守ろう子どもの安全」 長野県教育委員会 (平成29年3月)  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/hoken/gakkouannzen/taisaku/kodomo.html>
- ・「富士川町内小中学校における学校の安全対策とスクールガード活動について」  
山梨県南巨摩郡富士川町 (平成30年5月)

資料(1)

教ス健第423号

平成30年4月25日

各市町村(組合)教育委員会教育長 殿

山梨県教育庁スポーツ健康課長

(公印省略)

児童生徒等の通学時の安全確保について(依頼)

このことについて、平成30年4月23日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添(写)のとおり依頼がありました。

つきましては、別添「児童・生徒の交通事故」を参考にした歩行中や自転車乗車中の事故防止等の交通安全と、児童生徒を極力一人にしない複数での登下校や保護者・地域住民と連携した地域全体での見守り活動等の防犯の両方の観点から、児童生徒等の通学時の安全確保が図られるよう、管下の各小中学校に周知及び御指導をお願いします。

**【担当】**

山梨県教育庁スポーツ健康課

学校体育担当 戸田 徳和

Tel: 055-223-1783 Fax: 055-223-1786

E-mail: toda-crzk@pref.yamanashi.lg.jp

事務連絡  
平成30年4月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 児童生徒等の通学時の安全確保について（依頼）

児童生徒等の通学時の安全確保については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、依然として通学中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に遭う事案が発生しています。

この度、平成25年から平成29年に発生した児童生徒等の交通事故の分析結果について、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。

これによると、

- 小学生は、低学年になるほど歩行中の交通事故が多く、小学1年生の歩行中の死者数は小学6年生の8倍
- 小学生の歩行中の交通事故は、下校中・登校中、交差点内、横断中が多い。
- 中学生・高校生は、自転車乗車中の交通事故が多く、その死傷者は、小学6年生から中学1年生で倍増し、高校1年生が最多
- 中学生・高校生の自転車乗用中の交通事故は、登校中・下校中、出会い頭事故が多く、出会い頭のうち交差点での衝突や安全不確認を原因とする事故が多い。

などの特徴がみられます。特に新年度・新学期には、児童生徒等の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を積極的に活用するとともに、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による児童生徒等の安全確保の更なる取組の推進をお願いします。

なお、各都道府県警察に対しては警察庁から同様の内容が周知されていることを申し添えます。

また、通学時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からも対

策が必要です。具体的には、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成20年5月7日20ス学健第5号）及び「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）等により依頼してきたように、児童生徒等を極力一人にしないという観点からの安全な登下校方策の策定・実施、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等が重要です。

以上の対策の実施に当たっては、通学路の安全点検の際に専門家の知見を取り入れることや、見守り活動の際にスクールガード・リーダーによる巡回指導を行うことなどが有効であると考えられます。文部科学省としても、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進するとともに、「学校安全教室推進事業」や「学校安全総合支援事業」により、教職員の研修機会の充実と地域全体での学校安全推進体制の構築を推進しているところであり、これらの施策を積極的に活用いただき、児童生徒等の安全確保の取組の充実に努めていただくようお願いいたします。

また、本年3月に改訂した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」は、様々な事故等や場面に応じて、対応の在り方や留意点等の基本的な内容を示したものであり、各学校において、本手引を活用し、学校・地域の特性や実情に即した学校独自の危機管理マニュアルの作成・見直しを行うよう御指導をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校及び各種学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、教育委員会学校安全主管課、私立学校主管部課、国立大学法人事務局におかれては、地域全体で児童生徒等の安全を確保するという観点から、私立学校及び国立学校にも学校安全に関する情報共有等が行われるよう積極的に連携願います。

**【問合せ先】**

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (2695) fax : 03-6734-3794

平成20年5月7日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長 殿  
各都道府県私立学校主管課長 殿  
各都道府県教育委員会学校安全主管課長 殿  
各指定都市教育委員会学校安全主管課長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

平林 正吉

[印影印刷]

初等中等教育局初等中等教育企画課長

常盤 豊

[印影印刷]

高等教育局専門教育課

藤原 章夫

[印影印刷]

スポーツ・青少年局学校健康教育課長

作花 文雄

[印影印刷]

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（依頼）

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、このたび、愛知県の高等学校の生徒が、5月2日の下校中に殺害されるというあってはならない事件が発生しました。

登下校時における幼児児童生徒の安全確保については、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）等において、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら安全管理を徹底するとともに、安全教育の推進を図るようお願いしてきたところです。

学校及びその設置者においては、当該学校が所在する市町村はもとより、必要に応じて近隣の関係市町村の警察や関係機関と不審者情報等を共有するとともに、当該情報に基づいた幼児児童生徒への適切な指導を行うなど上記通知等で示されている学校安全対策を、学校や地域の実情に応じて適切に講じていただくようお願いします。

また、この度の事件については、部活動後の帰宅時に発生したものです。上記通知の別紙第21においても、部活動等で遅くなるような場合について、きめ細やかな対策を行うようお願いしているところです。同通知の趣旨を改めて確認していただき、適切な対応を行うようお願いします。

さらに、教育委員会においては、不審者情報等を共有する取組を行う際には、公立学校だけではなく、近隣の国立学校、私立学校の参加を呼びかけるなど、地域の学校全てで効果的な情報共有が行われるよう適切な配慮を行っていただくようお願いします。

文部科学省としても、「防犯教室推進事業」等において、安全教育の充実を支援するとともに、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を進めているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、安全教育の推進や地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制を整備していただくようお願いします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては域内の市町村教育委員会に対して、また、都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校に対して、周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。



附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

各都道府県知事 殿

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

田中 壮一郎

初等中等教育局長

銭谷 眞美

スポーツ・青少年局長

素川 富司

### 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

この度、11月22日に広島市立矢野西小学校1年生の児童が、12月1日にも栃木県今市市立大沢小学校1年生の児童が、下校中に事件に遭遇し殺害されるという決してあってはならない事件が発生いたしました。

各学校では、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について」（平成13年8月31日13文科初第576号）、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月文部科学省）等を参考にして、登下校中の安全も含め対応に努めてきていただいたところですが、この度、登下校時における安全確保対策について別紙のように「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」としてとりまとめました。

その概要は下記のとおりですので、別紙を踏まえ、学校や地域の実状に応じた安全確保対策を講じていただくようお願いいたします。

本件については、警察庁とも協議し、都道府県教育委員会と都道府県警察との連携の強化について要請し、同庁においても、本日付けで、別添「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」（※警察庁ホームページ/PDFファイル）を各都道府県警察の長等に対して発出していますので申し添えます。

また、都道府県におかれては、所管の学校や、域内の市町村及び所轄の私立学校に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

### 記

#### 1. 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するために、通学路の安全点検を教職員や保護者が定期的に実施し、要注意箇所の把握・周知徹底を行うこと。

## 2. 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するためには、幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校方策の策定、幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等の対策を実施すること。

## 3. 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、幼児児童生徒に危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要であることから、通学安全マップの作成、防犯教室の実施等の取組を通じて、幼児児童生徒の発達段階に応じた実践的な防犯教育を推進すること。

## 4. 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報等について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくこと。

## 5. 警察との連携

登下校時における安全確保対策を進めるに当たっては、警察との連携が不可欠であることから、学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な機会をとらえて、警察との意見交換等を実施すること。

原義保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察庁丁生企発第133号  
平成29年3月7日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整部長

#### 通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について

通学路等における子供の犯罪被害を防止するための施策の実施については、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について(通達)」(平成26年2月6日付け警察庁丙生企発第15号ほか。)等に基づき推進しているところであるが、昨年3月、埼玉県で行方不明となっていた女子中学生が2年ぶりに発見・保護され、誘拐されていたことが判明するなど、依然として、通学路等において子供が被害者となる凶悪犯罪が発生している。

この種事案は、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きいことから、事案遭遇時の対応を含めた未然防止対策が極めて重要である。

このため、各都道府県警察においては、次の点に配意し、通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底を期されたい。

なお、「子どもの犯罪被害防止対策の徹底について」(平成24年9月6日付け警察庁丁生企発第466号)は廃止する。

#### 記

##### 1 通学路等における犯罪や前兆事案に対する先制・予防的活動の推進

通学路等における子供被害の犯罪や声掛け、つきまとい等の前兆事案に関する情報については、警察本部の子供女性安全対策班を始め、警察の関係部門間で共有し警戒・警らを強化するとともに、事案の発生状況、行為の手口、類似事案との関連性及び各種捜査結果を的確に分析し、その結果に基づき、よう撃捜査、行動確認等を行い、行為者の早期検挙に努めるほか、事件化に至らない事案については、指導・警告措置を適切に講ずるなど、先制・予防的活動を積極的に推進すること。

また、発生実態や不審者情報を踏まえ、警察官、スクールサポーター等による登下校時等の警戒活動を強化するなど、再発防止措置を講ずること。

##### 2 不審者情報の迅速な把握と情報の共有化

子供に対する声掛け、つきまとい、変質者その他不審者の出没等、子供に対する犯罪の前兆と思われる不審者事案については、迅速かつ正確に把握するとともに、把握した事案概要及び防犯対策に役立つ情報については、関係者のプライバシーに配意した上で、教育委員会、学校、学習塾、防犯ボランティア団体、地域住民、保

護者、児童等に対し、電子メール、SNS、FAX、各種広報紙等、それぞれの地域の実情に応じた広報媒体を活用し、タイムリーな情報提供を積極的に実施し、情報の共有化を図ること。

また、これらの不審者情報が潜在化することがないように教育委員会、学校、地域住民、保護者、児童等に対し、警察への通報・届出や警察安全相談の利用について啓発し、迅速かつ遺漏のない把握に努めること。

### 3 関係機関・団体、地域住民等との連携による予防対策の強化

警察署管轄区域あるいは学校区等、地域単位で自治体、警察、教育委員会、学校、学習塾、PTA、スクールサポーター、スクールガードリーダー、防犯ボランティア団体、事業者、地域住民等による子供の安全を守るための情報・意見交換等の話合いの機会を設けるなどして、

- 学校周辺や通学路等において声掛けやつきまとい等の前兆事案のあった場所や見通しの悪い道路・公園、人通りの少ない道路等犯罪被害事案の発生する危険性の高い箇所の点検及び改善
- 通学路等における警察、学校、PTA、自治会、防犯ボランティア団体、事業者等による連携した見守り活動や警戒方法等の検討
- 自治会、防犯ボランティア団体、子供110番の家として委嘱された者等との不審者の早期発見等に関する協力体制の構築
- 情報の共有化のためのネットワークの構築と効果的な活用
- 青色回転灯装備車によるパトロール活動の促進
- 防犯カメラ設置者に対する協力要請及び防犯カメラの整備促進
- 子供と保護者が参加しての「地域安全マップ」の作成
- 街路灯の設置や門灯の点灯促進
- 歩車道間のガードレール等による分離
- 落書き消去等の環境浄化

等、地域の実態に即した予防対策を講ずること。

### 4 子供が利用する施設等に対する協力要請の実施

学習塾、スポーツ施設、公民館、体育館、図書館等、子供が下校後利用する施設等の管理者等に対し、子供の安全を守るための情報を提供するとともに、施設等の職員から利用する子供に対して防犯上の呼び掛けを行うなどの協力要請を実施すること。

また、その際には、子供が帰宅する際に、両親等の送迎を待っている場合には、施設内で待機させるなど、実質的な防犯対策が講じられるよう配慮すること。

### 5 子供に対する被害防止教育の推進

子供を対象とした声掛けや略取誘拐事案等の状況をみると、行為者が甘言や詐言を用いるもののほか、暴行や脅迫、あるいはいきなり刃物で切りつけるなど、無抵抗の子供を対象とした極めて悪質な手口により犯罪が敢行される実態にあることから、これらの被害実態を踏まえ、子供に身の危険を察知する能力を付けさせるため、教育委員会や学校と連携して「防犯教室」、「地域安全マップ作成会」等を開催し、

行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期対応訓練等、参加・体験型の被害防止教育を推進すること。その際、子供110番の家の設置場所及び利用方法についても周知を図るほか、防犯ブザーや防犯ホイッスルの確実な携帯と活用方法等の指導と併せ、犯罪被害に遭い、又は目撃した場合の110番通報要領等、警察への連絡方法の習得に配慮すること。

また、保護者に対しても、地域における犯罪の発生実態を周知するとともに、家庭において、子供が犯罪被害から自らの身を守るための心構え等について話し合うことなどを働き掛けること。

## 山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領

山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第19条の規定に基づき、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1 趣 旨

学校や通学路における事故・事件が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要がある。

このため、家庭、地域との連携を図り、地域ボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校が確立できるよう各種取組を行う。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）とする。

### 3 事業の内容

本事業の実施にあたっては、地域ぐるみで効果的・継続的な子どもの安全確保に向けた体制を整備できるよう考慮することとし、原則として、以下の（１）～（３）の全ての事業を実施することとする。

#### (1) スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施

警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱する。スクールガード・リーダーは、各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導と評価や、スクールガードに対する指導等を行う。また、必要に応じ、スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導等を円滑に実施するため、スクールガード・リーダーの連絡協議会等を開催することや、スクールガード・リーダーに人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいた教職員OB等を対象に育成講習会等を開催することができる。

#### (2) スクールガード養成講習会の開催

学校や通学路で子どもたちを見守るスクールガード（学校安全ボランティア）を養成するための講習会を開催する。なお、開催にあたっては、多くの方々が参加することができるよう、開催場所、開催回数等に配慮するものとする。

#### (3) 子どもたちの見守り活動の実施

学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、例えば、登下校時におけるパトロール、防犯訓練の実施、通学安全マップの作成、ITを活用し関係者間で情報を効果的に共有できるような取組、路線バス等をスクールバスとして活用し通学路の安全を確保するような取組など、学校・家庭・地域が一体となり子どもの安全を見守る活動を実施する。

### 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村教委は、山梨県教育委員会（以下、「県教委」という。）が指定する期日までに、交付要綱に定めるとおり交付申請書とともに事業計画書を提出するものとする。

### 5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村教委は、県教委が指定する期日までに、交付要綱に定めるとおり事業実績報告書とともに事業報告書を提出するものとする。

### 6 費用

(1) 県教委は、上記2及び3の要件を満たす事業に対して補助するものとする。



(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。ただし、子どもたちの見守り活動の実施に係る経費については、補助対象外とする。

① スクールガード・リーダーの巡回指導経費

- ・ スクールガード・リーダーの巡回指導経費については、謝金、保険料とすること。
- ・ スクールガード・リーダーの配置人数、対象とする範囲、活動日数については、小学校5校に対して1名程度の割合で、1校につき20日の活動とする。なお、巡回指導等の対象校については、小学校とする。
- ・ スクールガード・リーダーの育成講習会受講に要する経費については、旅費とする。

② スクールガード養成講習会の開催経費

- ・ スクールガード養成講習会の開催経費については、講師に対する謝金・旅費とする。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。